

山形県高等学校体育連盟事務局規程

- 第1条 本連盟規約第31条に基づき、事務局に関する規程を次のとおり定める。
- 第2条 事務局長は局務を掌理する。事務局員並びに書記は事務局長の命を受け、所管の事務を処理する。
- 第3条 書記の給与については、評議員会が別に定める。
- 第4条 文章の取り扱いは、山形県教育委員会文書管理規程に準ずる。
- 第5条 公印の管理は事務局長が行う。
- 第6条 会計事務処理については、本連盟会計規程により執行する。
- 第7条 職員の旅費については、山形県職員に準ずる。

附 則

昭和55年2月22日改正施行
平成25年4月26日 一部改正

山形県高等学校体育連盟旅費内規

- 1 本連盟が招集する役員の県内旅費は次のとおりとする。但し、本連盟強化委員会主管の指導者研修会等については、日当は無いものとする。
- (1) 交通費 勤務先最寄JR駅から目的地最寄JR駅までのJR料金とする
- (2) 現地経費 ① 往復100km未満 0円
② 往復100km以上 200円
- (3) 宿泊費 実費
- 2 本連盟の役員としての県外旅費は、県職員に準じて支給する。

附 則

平成15年4月23日改正制定
平成20年2月22日一部改正
平成20年4月1日より施行